

議案第70号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、法律の題名が変更となったため、関連する条文を改めるもの。

小松島市営住宅条例新旧対照表

現 行	改正（案）	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができるものは、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「在宅常時介護困難者」という。）を除く。）にあつては、この限りではない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法</p>	<p>第5条 市営住宅に入居することができるものは、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「在宅常時介護困難者」という。）を除く。）にあつては、この限りではない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者</p>	<p>改正</p>

律第 30 号) 第 14 条第 1 項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 127 号) 附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。) を受けている者

カ～ク (略)

(2) ～ (4) (略)

1 ～ 5 (略)

の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 1 項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 127 号) 附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 106 号) 附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を含む。) を受けている者

カ～ク (略)

(2) ～ (4) (略)

1 ～ 5 (略)

追加
追加